

運転免許の有効期限 切れていませんか！

◆ **東日本大震災に伴う特例措置による運転免許証の有効期限延長は平成23年8月31日までです。**

もう一度ご自分の免許証の有効期限を確認してください。

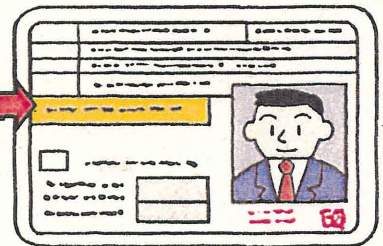
有効期限が過ぎていた場合は、運転することができませんのでご注意ください！

運転すると**無免許運転**になります。

◆ 有効期限が切れている方は、運転することはできませんが、**有効期限が切れた日から6カ月以内**であれば、**学科試験と技能試験が免除**され運転免許を再取得することができます。

手続は、下記のとおりです。

【有効期限】



《必要なもの》

- 有効期限が切れた免許証
 - 上記免許証以外に本人を確認できるもの（保険証、パスポート等）
 - 写真1枚
 - 住民票（本籍記載のもの）
 - 高齢運転者（70歳以上の方）は、講習終了証明書
 - 手数料
 - ・免許1種目ごとに2,050円程度
 - ・交付手数料2,100円
 - ※免許1種目増毎に+200円
 - ・講習手数料700円から1,700円
- （詳細は各免許センターにお問い合わせください。）

《受付場所》

- | | |
|-------------|------------------|
| 宮城県運転免許センター | TEL 022-373-3601 |
| 石巻運転免許センター | TEL 0225-83-6211 |
| 古川運転免許センター | TEL 0229-22-8011 |
| 仙南運転免許センター | TEL 0224-53-0111 |

《受付時間》

- 月～金曜日
8:30～9:30
※土・日曜日、祝祭日は業務を取り扱えません。

宮城県運転免許センター